

佐藤秀成君 博士学位請求論文 審査報告

論文題目：鎌倉幕府文書行政論

論文審査担当者

主査	文学部教授	中島 圭一
副査	文学部教授	浅見 雅一
副査	東京大学大学院人文社会系研究科准教授	高橋 典幸
学識確認	文学部教授	中島 圭一

論文の構成と概要

佐藤秀成君の博士学位請求論文「鎌倉幕府文書行政論」は、鎌倉幕府の発給文書ならびにその関連文書の古文書学的な検討を通じて、鎌倉幕府の行政機関としての諸相を実証的に究明したもので、その構成は以下の通りである。

序章

第一部 関東発給文書

- 第一章 将軍家下文に関する一考察
- 第二章 鎌倉幕府前期発給文書と執権制
- 第三章 下知状による安堵・充行
- 第四章 関東御教書再考

第二部 地方機関関連文書

- 第一章 発給文書の伝達経路に見る六波羅探題
- 第二章 発給文書に見る鎮西探題の諸権限
- 第三章 防長守護考
- 第四章 陸奥国統治

第三部 御恩と奉公の一側面

- 第一章 和与状裏封と讓状外題安堵
- 第二章 鎌倉時代軍事関係文書

終章

序章で先行研究を整理し、文書をベースとした実証的検討によって鎌倉幕府像を自ずと浮かび上がらせることを目指す本論文の基本方針を示したうえで、第一部では関東、すなわ

ち鎌倉幕府本体の発給文書を検討する。

第一章では幕府発給の公文書のうち、永続的効力を有する文書の一つである下文を網羅的に収集した上で、その宛所が「在地住人宛所型」から「受給者宛所型」を経て「宛所空白型」へと変化するとされていたのを否定して、「在地住人宛所型」と「受給者宛所型」の併用を見出し、その背景を具体的に解き明かした。第二章では、下文と同様に「下」から始まり、下知状と同様に「下知如件」と書き止める文書様式を、その機能の分析から下知状と確定し、その発給時期における政治状況から、執権が将軍権力を凌駕する意図を込めた文書と捉える。第三章では、安堵・充行に用いられた下知状の網羅的収集に基づき、下知状のもう一つの用途である訴訟裁許と安堵手続における理非判断との親近性を指摘し、さらに下知状の用途が次第に裁許状だけに限定されていく方向性を見通す。第四章では関東の発給にかかる御教書を取り上げ、その用途・機能を詳細に検討した結果、時限的効力を持つに過ぎないと考えられてきた従来の見方に反して、永続的な効力を期待される文書を数多く見出し、下文・下知状になじまない用途に対して柔軟に対応できる文書様式として関東御教書が活用されたこと、その背景に鎌倉幕府権力の伸長に伴う幕府行政の管轄範囲の拡大があったことを導き出した。

第二部では、六波羅探題を初めとする地方機関の発給文書等に基づいて、鎌倉幕府による地方統治の諸相を検討する。第一章では、六波羅探題の発給文書の伝達経路をつぶさに確認した結果、鎌倉幕府の西国統括機関として設置された六波羅探題の、関東の忠実な中間統括機関としての性格を見出した。第二章では鎮西探題関連文書を検討し、新たにいくつかの権限を確認できたのを踏まえて、鎮西探題を九州全域における最高統治権者と位置づける一方で、六波羅探題と同様に関東の忠実な中間統括機関の一面を強調する。第三章は「長門探題」と俗称される周防・長門守護の発給・受給文書を網羅的に収集し、これが当該国の単なる守護職であって、探題と呼ぶには相応しくないと位置づけた。第四章では、鎌倉幕府による奥州統治について関連史料から再検討し、奥州総奉行というポストは臨時的なものに終わり、鎌倉幕府の有する奥州羽州地下管領権を背景に、陸奥国留守職を世襲する伊沢氏（留守氏）が現地の統治にあたった実態を跡付けた。

第三部では文書の機能に焦点を当て、発給主体や文書様式にこだわらずに、鎌倉幕府の根本理念である御恩と奉公の関係を文書上にたどることを試みる。第一章では、訴訟当事者間の和議に基づいて作成された和与状に幕府の担当奉行人が署判を加える裏封と、親から子などに所領を譲る際に作成する譲状に執権・連署が署判を加える譲与安堵とを、私文書の公文書化という観点から結びつけ、幕府の文書行政における処理件数の増加に対応した措置と評価し、第一部第四章で注目した御教書の用途拡大と軌を一にした動きと位置づけた。第二章では、先行研究において主に南北朝の動乱期に即して検討されてきた軍事関係文書を、鎌倉幕府体制下における軍勢催促から恩賞給付へと向かう一連の手続きに沿って網羅的に分析・整理し、南北朝期への先駆性を明らかにした。

終章では、第一～三部における検討の成果をまとめ直した上で、発給文書から浮かび上が

る鎌倉幕府の制度や行政のダイナミズムを指摘し、さらに次代の室町幕府との連続性を見通している。

審査の要旨

佐藤秀成君は本学位請求論文において、鎌倉幕府ならびに六波羅探題・鎮西探題などの関係諸機関の発給文書を収集・整理・分析し、文書を通して行われた政治支配のあり方から鎌倉幕府像を再構築しようとする。このような研究手法が採られたことから明らかなように、本論文の基礎は網羅的な史料収集に置かれており、48点の表にまとめられたその緻密な作業は、それ自体が評価に値する。さらに、こうした作業の結果として新たな論点や課題解決の糸口が見出されていることは注目される。

例えば第一部第一章では、鎌倉幕府発給の下文を収集した結果、宛所を在地住人とする型式と文書受給者とする型式が同時に併用されていた事実を発見し、安堵対象の所領が単数か複数かによって使い分けがなされていることを明らかにした。そしてこれが、四代将軍頼経が幼少で下文を出せない時期にその代役を果たした下知状が1通で複数所領の譲与安堵に対応していたのに倣って、下文の発給再開に際して導入された様式であり、執権政治の進出と結びつけられることの多い下知状の影響力の大きさを物語ると同時に、将軍の成人に伴って下文を復活せざるを得なかったという点において、執権の力の限界を象徴するものと位置づけている。

また第一部第二章では、論者により評価の分かれている中間様式（下文と下知状双方の様式を具備）の文書を網羅的に収集・整理することで、下知状の範疇で捉えるべきものと確定させた上で、その発給が執権にとって将軍権力の掣肘・凌駕が課題となっていた時期に限定されることから、自身の権限の大きさを発給文書上に表現する意図で、将軍の発給する下文の要素を下知状に付加した文書を用いたのだと捉えた。

ここに掲げた二つの例からもうかがえるように、発給文書の様式のバラエティや変遷過程を敏感に捕捉し、これを鎌倉幕府の政治レベルの歴史と関連づけて背景や意義を解き明かすのが佐藤君の本領であり、その意味において「鎌倉幕府の行政実務における文書のあり方に関わる議論」に過ぎないと解釈されるような本論文の名はあまり体を表していないようにも感じられる。

特に第一部第四章では、もともと私的書状に起源をもつことから時限的な用途にしか使われないとみられてきた関東御教書に再検討を加え、法令・補任・安堵など、永続的効力が期待されたと考えざるを得ない使用例を数多くピックアップして、旧来の固定観念を打破した上、鎌倉幕府発給文書の中で下文から下知状へ、さらには関東御教書へと、三者併用はされながらも文書体系の中心が移行していくと見通した。下文から下知状への移行については先行研究でも言及があるが、さらに関東御教書へというのは新しい指摘で、本論文には先駆的な意義が認められる。これが重要なのは、続く南北朝期前半において足利尊氏・直義兄弟が下文や下知状を盛んに用いた後にそれらの発給が次第に衰え、将軍家御教書や御判

御教書が取って代わるに至るといふ室町時代の文書体系の推移と接続させて、中世を通じての武家文書の移り変わりを大きな時代的枠組みで捉え、政治史との関連において位置づけ直す出発点となり得る大きな波及効果があるからであり、佐藤君の研究のスケールを端的に物語る章と言ってよい。

ただし、その室町時代との接続に関しては終章で簡単に見通しを述べただけで、佐藤君自身が本格的に手をつけようとしていない点は、いささか物足りなく感じられる。これは、本論文において行った鎌倉幕府の発給文書の網羅的収集と分析と同水準の作業を、室町幕府について実施することが現時点では困難だと彼が判断したためと思われるが、サンプルを限定して予備的な検討を行う選択肢はなかったか。

関係文書の網羅的収集に基づく実証的な分析を旨とする方針は、鎌倉幕府の地方組織を取り扱う第二部において、六波羅探題・鎮西探題・防長守護などの発給文書・受給文書の分析からそれぞれの性格に迫り、あわせて奥州について幕府支配のあり方を史料に即して丁寧に検証しておきながら、それらを統合した全体像を十分に描き切るに至らないという踏み込みの甘さを招いている。こちらに関しても、第一部の鎌倉幕府本体の発給文書について望まれるのと同様、次代の室町幕府の地方機関である鎌倉府や九州探題との比較を視野に入れながら論じて欲しかったところである。

最後の第三部については、第一・二部の補論的な位置づけなので、第三部を通じての総論まで期待すべきではなかろうが、例えば第一章で取り上げた外題安堵と裏封は、共に鎌倉幕府の外ないし成立以前から広く行われていた手法であることから、幕府内で議論を完結させることなく、より広い視野から論じる余地もあったろう。とはいえ、譲状の外題安堵と和与状裏封との間に影響関係を読み取ったのは極めて興味深い視点で、佐藤君の能力の高さとセンスの鋭さを感じさせることは強調しておきたい。

以上のように、直接の分析の対象を鎌倉幕府とその地方組織に限定し、確実な実証によって発給・受給文書そのものに幕府の実像を語らせようとした彼のあまりにも禁欲的な研究姿勢ゆえに、なお残された課題は少なくない。しかしながら、その手堅い研究によって鎌倉幕府とその発給文書の研究史に重要な成果を付け加えた本論文の学術的価値は高く評価されるべきものであり、審査員一同は本論文が博士（史学）の学位を授与するに相応しいものと判断する。

以上